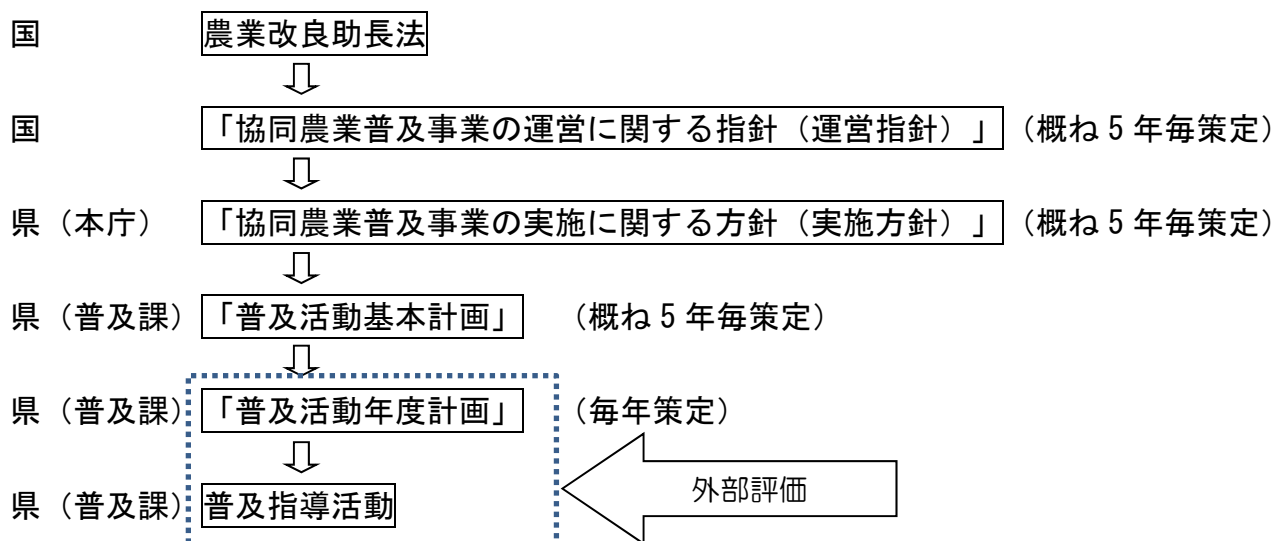


令和6年度普及指導活動の体制について

1 協同農業普及事業について

「協同農業普及事業」は、「農業改良助長法」に基づき国と県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接し技術・経営指導を行うもの。

県では、国の「運営指針」を基本として地域の実情を踏まえつつ「実施方針」を策定し、それに沿って農業技術普及課単位で「普及活動計画」を策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開している。



2 「山形県協同農業普及事業の実施に関する方針（実施方針）」（R3.3月～）について

普及指導活動の基本は、地域における農業・農村振興の課題分析と農業者ニーズの把握を行いながら、専門的な知識・技術をもって対象者に働きかけ、課題解決と新たな取組を促す活動を行うものである。そして、この活動過程において、競争力の高い経営体の育成、女性や若者を含めた担い手の育成、生産者の組織化、農産物のブランド化や農業の6次産業化による「人づくり」「農村（むら）づくり」「魅力（かち）づくり」を推進し、既存産地の競争力強化と新産地育成等、地域農業全体の活力を引き出すトータルコーディネーターの役割を果たすことである。

《普及指導活動の課題（特に重点を置く課題）》

- (1) 意欲ある多様な担い手の育成・確保（人づくり）
- (2) 魅力ある稼げる農林水産業の追求（魅力（かち）づくり）
- (3) 活気あるしなやかな農村の創造（農村（むら）づくり）

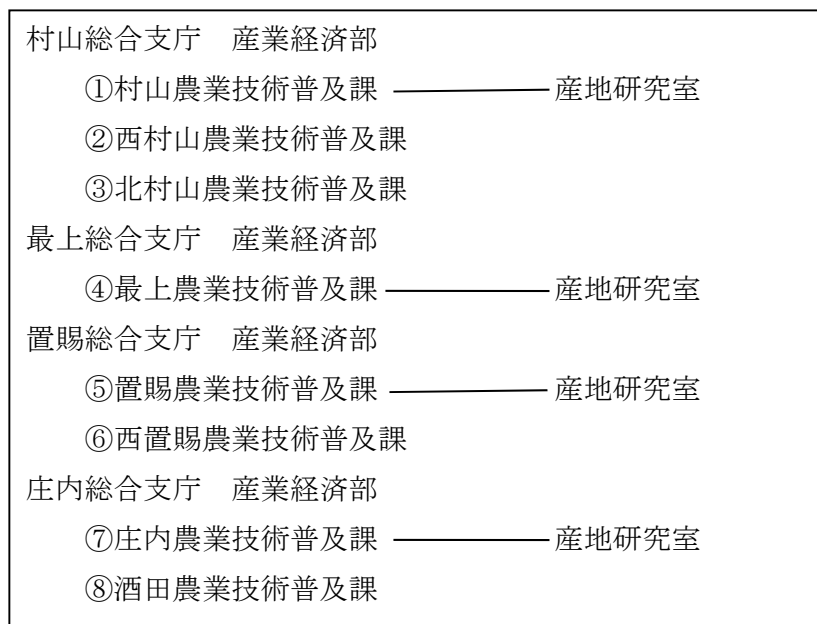
3 普及指導員の任用資格について

普及指導員として任用されるには、国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要がある。受験にあたっては、一定期間の実務経験が要件。

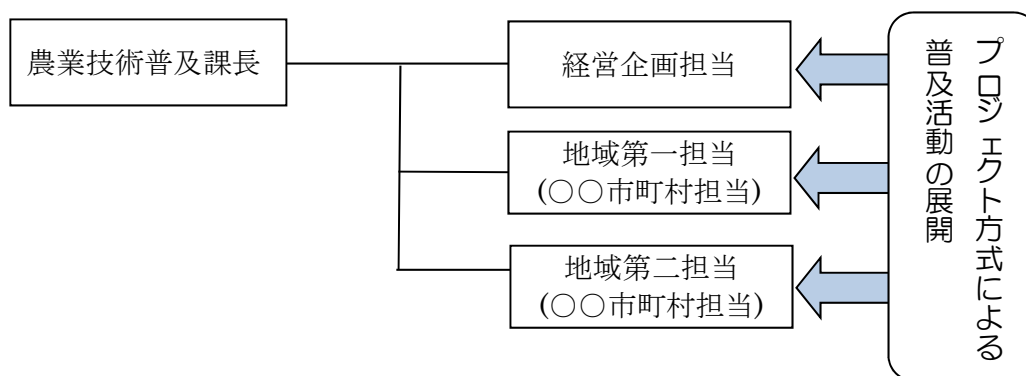
4 本県の普及組織体制

本県では、各総合支庁に8つの農業技術普及課を配置し（村山3、最上1、置賜2、庄内2）、「経営企画担当」と、「地域第一担当」及び「地域第二担当」の体制で、地域密着型の活動を行っている。

また、4つの総合支庁農業技術普及課には、園芸作物の産地形成を促進するため平成17年度から「産地研究室」を設置し、現地密着型の技術開発を一体的に進めている。



◆農業技術普及課の活動体制図



5 本県の普及職員数の状況

○農業技術普及課への配置状況（令和6年度）

地区	村山	西村山	北村山	最上	置賜	西置賜	庄内	酒田	合計
人数	23	15	17	17	16	14	22	16	139